

(別記様式第1号)

|        |        |
|--------|--------|
| 計画作成年度 | 平成22年度 |
| 計画主体   | 千葉県市原市 |

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく

## 市原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

|       |              |
|-------|--------------|
| 担当部署名 | 経済部農林業振興課    |
| 所在地   | 市原市安須980番地   |
| 電話番号  | 0436-36-4187 |
| FAX番号 | 0436-36-5662 |

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |   |
|------|---|
| 対象鳥獣 | イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ<br>タヌキ・キョン |
| 計画期間 | 平成23年度～平成25年度                           |
| 対象地域 | 市原市                                     |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成21年度）

| 鳥獣の種類                        | 被害の現状 |                 |
|------------------------------|-------|-----------------|
|                              | 品目    | 被害数値            |
| イノシシ                         | 水稲    | 6,058千円、4.564ha |
|                              | 野菜類   | 3,228千円、3.603ha |
| ニホンザル                        | 野菜類   | 887千円、0.362ha   |
|                              | 果樹    | 859千円、0.201ha   |
| ニホンジカ                        | 野菜類   | 243千円、0.043ha   |
| ハクビシン<br>アライグマ<br>タヌキ<br>キョン | 野菜類   | 1,400千円、0.745ha |
|                              | 果樹    | 565千円、0.062ha   |

(2) 被害の傾向

市原市全体

市原市では恵まれた自然環境を活用して畜産、林業、椎茸、水稲、野菜類等の栽培が行われているが、平成7年度頃から市中南部地域を中心にイノシシ、ニホンザル等による農作物の被害が発生している。被害発生の時期については、4月から6月にかけてタケノコ食害、夏から秋にかけて水稲、トウモロコシ、サツマイモ等への食害などが挙げられる。

市全体での被害総額は約14,797千円で、うちイノシシによる被害金額は約9,286千円、ニホンザルでは約1,746千円となっている。また近年、イノシシやハクビシン等の中型獣類については生息域の拡散により、市北部地域での被害も発生している状況であり、被害対策が急務となっている。

市原市南総地区

市原市域の中南部地域にあたる南総地区全体の被害状況としては、イノシシ及びニホンザル、中型獣類（ハクビシン等）によるもので、市全体の被害額の約15%（約2,190千円）を占めている状況である。

市原市加茂地区

市原市域の南部地域にあたる加茂地区全体の被害状況としては、イノシシ及びニホンザル、ニホンジカ、中型獣類（ハクビシン等）によるもので、市全体の被害額の約67%（約9,967千円）を占めている状況である。

## (3) 被害の軽減目標

単位 千円

| 指標 (被害金額)                    | 現状値 (平成21年度) | 目標値 (平成25年度) |
|------------------------------|--------------|--------------|
| イノシシ                         | 9, 286       | 7, 429       |
| ニホンザル                        | 1, 746       | 1, 571       |
| ニホンジカ                        | 243          | 219          |
| ハクビシン<br>アライグマ<br>タヌキ<br>キョン | 1, 965       | 1, 769       |

単位 ha

| 指標 (被害面積)                    | 現状値 (平成21年度) | 目標値 (平成25年度) |
|------------------------------|--------------|--------------|
| イノシシ                         | 8. 167       | 6. 534       |
| ニホンザル                        | 0. 563       | 0. 507       |
| ニホンジカ                        | 0. 043       | 0. 0387      |
| ハクビシン<br>アライグマ<br>タヌキ<br>キョン | 0. 807       | 0. 726       |

## (4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策   | 課題  |
|---------------|---|---|
| 捕獲等に関する取組     | <p>捕獲事業</p> <p>①市原市より市原市猟友会に有害獣捕獲委託をしており、市猟友会で捕獲隊を組織し、実施している。<br/>捕獲手段：箱罠、囲い罠、くくり罠銃器</p> <p>②被害地域の町会主体によるイノシシ捕獲事業を実施している。<br/>捕獲手段：箱罠</p> | <p>被害地域住民によるイノシシ捕獲事業が実施されるようになり、有害獣の捕獲頭数は増加しているが、依然として有害獣による農作物被害は、市全域に拡散している。</p> <p>今後も、市猟友会、被害地域住民と連携、協力しながら捕獲担い手を確保するための啓発活動を実施する必要がある。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>市原市と市原市有害鳥獣対策協議会で連携し、被害防止対策として、鳥獣害防止用電気柵設置に対し、支援している。</p>  | <p>電気柵による被害防止対策は一定の効果を上げているが、個人農業者による設置もみられるので、地域単位での電気柵設置を推進していかなければならない。</p>  |

(5) 今後の取組方針

捕獲に係る事項

- ・市原市及び市原市猟友会等の関係機関、被害地域の住民と連携し、捕獲実施体制の拡充を図る。
- ・捕獲機材（箱わな等）の導入を推進するため、被害地域に対する支援を行っていく。
- ・捕獲担い手を確保するため、被害地域の住民の狩猟免許取得のための支援及び啓発活動を行っていく。

被害防止に係る事項

- ・電気柵の設置を継続的に支援し、進めていく。また、間伐竹等を利用した防護柵の設置など、新たな被害防止対策の検討をしていく。
- ・鳥獣を寄せ付けない環境づくりをするため、耕作放棄地や里山の管理についての啓発活動や、被害地域の住民等へ被害防止対策の知識普及を進める。また、刈り払いによる緩衝帯の整備とあわせて防護柵の設置を進めることにより、地域全体での被害防止対策を進めていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

|               |  |
|---------------|--|
| 市原市猟友会        | 農林業者等からの通報を受け、市より駆除事業委託されている市原市猟友会の捕獲班が箱罾、囲い罾、くくり罾及び銃器による有害鳥獣の捕獲を行う。 |
| 住民組織<br>(町会等) | 被害地域の住民組織（市原市町会）が、町会区域内において、箱罾でのイノシシ等の有害獣捕獲を行う。                      |

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度     | 対象鳥獣   | 取組内容   |
|--------|--|--|
| 平成23年度 | イノシシ<br>ニホンザル<br>ニホンジカ<br>ハクビシン<br>アライグマ<br>タヌキ<br>キョン | 市原市有害鳥獣対策協議会などの関係機関と市原市が連携して、捕獲機材（箱わな等）の導入を地域に対して進めると共に、被害地域住民のわな免許取得のための啓発活動を行い捕獲体制の拡充を図っていく。 |
| 平成24年度 | イノシシ<br>ニホンザル<br>ニホンジカ<br>ハクビシン<br>アライグマ<br>タヌキ<br>キョン | 市原市有害鳥獣対策協議会などの関係機関と市原市が連携して、捕獲機材（箱わな等）の導入を地域に対して進めると共に、被害地域住民のわな免許取得のための啓発活動を行い捕獲体制の拡充を図っていく。 |

|        |  |  |
|--------|--|--|
| 平成25年度 | イノシシ<br>ニホンザル<br>ニホンジカ<br>ハクビシン<br>アライグマ<br>タヌキ<br>キョン | 市原市有害鳥獣対策協議会などの関係機関と市原市が連携して、捕獲機材（箱わな等）の導入を地域に対して進めると共に、被害地域住民のわな免許取得のための啓発活動を行い捕獲体制の拡充を図っていく。 |
|--------|--|--|

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

|  |
|--|
| 捕獲計画数等の設定の考え方                                |
| 近年の捕獲実績を参考に市原市猟友会等の関係機関と協議した上で、捕獲計画頭数の設定を行う。 |

| 対象鳥獣  | 捕獲計画数等 |      |      |
|-------|--------|------|------|
|       | 23年度   | 24年度 | 25年度 |
| イノシシ  | 300    | 350  | 400  |
| ニホンザル | 25     | 25   | 25   |
| ニホンジカ | 10     | 10   | 10   |
| ハクビシン | 250    | 300  | 350  |
| アライグマ | 60     | 70   | 80   |
| タヌキ   | 70     | 70   | 70   |
| キョン   | 10     | 10   | 10   |

|   |
|---|
| 捕獲等の取組内容  |
| 捕獲実施時期については、年間捕獲計画において実施し、檻わな等による捕獲及び銃器による一斉捕獲等の実施により捕獲する。捕獲地域については、市原市南総地区・加茂地区を中心に、市内被害区域で行う。 |

### (4) 許可権限委譲事項

|      |      |
|------|------|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|      |      |

## 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

### (1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣          | 整備内容                 |                      |                      |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|               | 23年度                 | 24年度                 | 25年度                 |
| イノシシ<br>ニホンザル | 電気柵及びネット<br>約30,000m | 電気柵及びネット<br>約30,000m | 電気柵及びネット<br>約30,000m |

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度     | 対象鳥獣   | 取組内容   |
|--------|--|--|
| 平成23年度 | イノシシ<br>ニホンザル<br>ニホンジカ<br>ハクビシン<br>アライグマ<br>タヌキ<br>キョン | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会、広報等により地域への被害防止対策方法の周知を図る。</li> <li>・間伐材（竹など）を利用した物理柵を検討する。</li> <li>・耕作放棄地や里山管理のため、刈り払い等を推進する。</li> <li>・緩衝帯の設置を推進する。</li> </ul>     |
| 平成24年度 | イノシシ<br>ニホンザル<br>ニホンジカ<br>ハクビシン<br>アライグマ<br>タヌキ<br>キョン | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会、広報等により地域への被害防止対策方法の周知を図る。</li> <li>・間伐材（竹など）を利用した物理柵の設置及び指導する。</li> <li>・耕作放棄地や里山管理のため、刈り払い等を推進する。</li> <li>・緩衝帯の設置を推進する。</li> </ul> |
| 平成25年度 | イノシシ<br>ニホンザル<br>ニホンジカ<br>ハクビシン<br>アライグマ<br>タヌキ<br>キョン | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会、広報等により地域への被害防止対策方法の周知を図る。</li> <li>・間伐材（竹など）を利用した物理柵の設置及び指導する。</li> <li>・耕作放棄地や里山管理のため、刈り払い等を推進する。</li> <li>・緩衝帯の設置を推進する。</li> </ul> |

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

| 被害防止対策協議会の名称    | 市原市有害鳥獣対策協議会                  |
|-----------------|-------------------------------|
| 構成機関の名称         | 役割                            |
| 市原市役所 農林業振興課    | 事務局を担当し、協議会の連絡・調整及び施策の立案等を行う  |
| 市原市役所 環境管理課     | 鳥獣関連情報の提供                     |
| 市原市農業委員会        | 被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的協力      |
| 千葉農林振興センター改良普及課 | 被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的協力      |
| 市原市猟友会          | 有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣の捕獲を行う        |
| 市原市農業協同組合       | 被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的協力      |
| けいよう農業共済組合      | 被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的協力      |
| 千葉県森林組合         | 被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的協力      |
| 地域住民代表          | 被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的協力      |
| 千葉県鳥獣保護員        | 被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的な協力及び助言 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称         | 役割                             |
|-----------------|--------------------------------|
| 千葉県環境生活部自然保護課   | 有害鳥獣捕獲・被害防止対策に関する情報提供及び事業実施の指導 |
| 千葉県農林水産部農村振興課   | 被害防止対策に関する情報提供及び事業実施の指導        |
| 千葉農林振興センター改良普及課 | 被害防止対策に関する情報提供及び事業実施の指導        |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
|--|
|  |
|--|

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
|--|
| 市原市及び市原市有害鳥獣対策協議会を中心として、被害地域住民の協力を得ながら対策を推進する。 |
|--|

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|                                    |
|------------------------------------|
| 市クリーンセンターでの焼却処分及び埋設等により、適正な処理に努める。 |
|------------------------------------|

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|   |
|---|
| 被害防止対策について、市原市と各関係機関が連携し、被害状況を把握した中で、被害地域住民へ被害対策の的確な指導を行っていく。 |
|---|